

第三条の表を次のように改める。

科 目	選 択 問 題
一 理工Ⅰ(機械・応用力学)	材料力学 流体力学 熱力学 土質工学
二 理工Ⅱ(数学・物理)	基礎物理学 電磁気学 回路理論
三 理工Ⅲ(化学)	物理化学 有機化学 無機化学
四 理工Ⅳ(生物)	生物学一般 生物化学
五 理工Ⅴ(情報)	情報理論 計算機工学
六 法律(弁理士の業務に関する法律)	民法

第四条第一項中、「第十条第二項第一号」を、「第十条第一項第一号、同条第二項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置)

2 この省令による改正前の弁理士法施行規則(以下、「旧規則」という。)第三条に規定する科目について弁理士法(以下、「法」という。)第十一条第三号又は第六号に該当する者は、それぞれこの省令による改正後の弁理士法施行規則(以下、「新規則」という。)第三条に規定する科目について法第十一条第三号又は第六号に該当する者とみなし、その申請により、当該者が免除されることとなつた次の表の上欄に掲げる旧規則第三条の規定による試験の科目の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について行う新規則第三条の規定による試験を免除する。

旧 試 験 科 目	新 試 験 科 目
理工Ⅰ(工学)	理工Ⅰ(機械・応用力学)
理工Ⅱ(数学・物理)	理工Ⅱ(数学・物理)
理工Ⅲ(化学)	理工Ⅲ(化学)
理工Ⅳ(生物)	理工Ⅳ(生物)
理工Ⅴ(情報)	理工Ⅴ(情報)
法律(弁理士の業務に関する法律)	法律(弁理士の業務に関する法律)

告 示

示

○金融庁告示第七十号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失つたので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

金融庁長官 細溝 清史

- 一 許可番号 東北財務局長(銀代)第九十二号
銀行代理業者名 青塚 吉夫
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県酒田市浜中乙百五十四
許可年月日 平成二十二年八月二十七日
所属銀行の商号 株式会社荘内銀行
失効年月日 平成二十六年九月三十日
- 二 許可番号 関東財務局長(銀代)第五十三号
銀行代理業者名 株式会社吉田会計
主たる営業所又は事務所の所在地 群馬県高崎市緑町一丁目二番地二
許可年月日 平成二十一年三月二十五日
所属銀行の商号 株式会社東京スター銀行
失効年月日 平成二十六年八月三十一日
- 三 許可番号 関東財務局長(銀代)第四百四十号
銀行代理業者名 S M B C ローンアドバイザー株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地 東京都千代田区丸の内一丁目一番二号
許可年月日 平成二十三年三月二日
所属銀行の商号 株式会社三井住友銀行
失効年月日 平成二十六年七月一日
- 四 銀行代理業者名 福田 睦子
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県下益城郡美里町中千七百八十一番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十六年六月二日
- 五 銀行代理業者名 山本 正章
主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県上益城郡山都町下名連石四百六十八番地一
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十六年七月一日
- 六 銀行代理業者名 山下 芳樹
主たる営業所又は事務所の所在地 宮崎県えびの市大字東長江浦六百三十番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十六年七月一日
- 七 銀行代理業者名 加藤カツ子
主たる営業所又は事務所の所在地 秋田県大仙市北野目字四ツ谷百八十六番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十六年七月一日